

郡上市新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

(平成26年3月)

1

郡 上 市

計画の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）

第8条の規定に基づいて作成する計画



第8条 市町村長は、**都道府県行動計画に基づき**、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

市民の生命と健康の保護

市民生活、地域経済への影響の最小化

計画の概要

岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成する。

【行動計画に規定する事項(特措法第8条第2項)】

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・新型インフルエンザ等に関する**情報**の事業者及び住民への適切な方法による**提供**
 - ・住民に対する**予防接種の実施**、その他の新型インフルエンザ等の**まん延の防止**に関する措置
 - ・生活環境の保全、その他の**住民の生活及び地域経済の安定**に関する措置
- ③ 新型インフルエンザ等対策を**実施するための体制**に関する事項
- ④ 他の地方公共団体、その他の**関係機関との連携**に関する事項
- ⑤ その他、市長が必要と認める事項

計画策定の背景



1918年(T 7) スペインかぜ

※全国で人口の約半数(2,380万人)が感染し、
38万8,727人が死亡したとされる。



1957年(S32) アジアかぜ



1968年(S43) 香港かぜ



2009年(H21) 新型インフルエンザ A/H1N1

**大きな健康被害
社会的影響**

パンデミックの脅威！



鳥インフルエンザ
A/H5N1



コロナウイルス
MERS



新型インフルエンザ？
新感染症？

H24年5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法公布

被害の想定

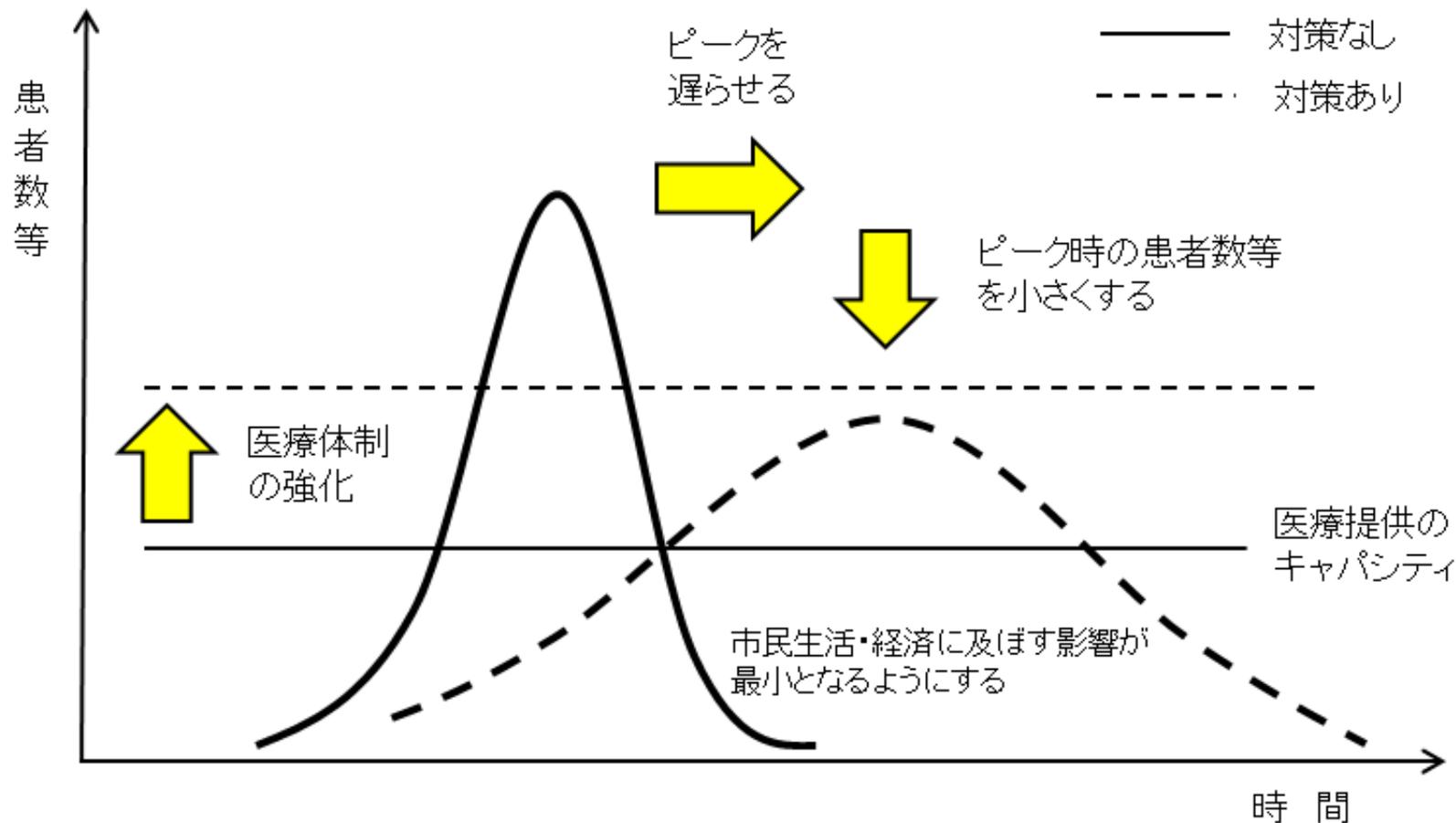
項目		岐阜県	郡上市
患者（人口の25%）		約52万人	約11,200人
受診者数 （人口の約1～2割）		約20万人～ 約40万人	約4,500人 ～約9,000人
中程度 ※1 （致死率0.53%）	入院患者 （1日あたり最大）	約8,600人 （約1,600人）	約180人 （約35人）
	死亡者数	約2,800人	約60人
重度 ※2 （致死率2.0%）	入院患者 （1日あたり最大）	約32,500人 （約6,500人）	約700人 （約140人）
	死亡者数	約10,400人	約220人

※1 アジアインフルエンザ並み ※2 スペインインフルエンザ並み

従業員の最大40%が欠勤（ピーク時）

対策の基本的な考え方

発生そのものを阻止することは不可能！



- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ◆ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

対策推進のための役割・責務

区分	役割等
市	<ul style="list-style-type: none">◇対策本部の設置◇業務継続計画による行政サービスの継続◇発生段階に応じた諸対策の実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none">◇院内感染対策◇診療継続計画の作成◇地域の医療機関が連携して医療の提供
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none">◇新型インフルエンザ等対策の業務計画の作成◇特措法、業務計画に基づく対策の実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none">◇職場における感染対策の実施◇重要業務の事業継続の準備、発生時の継続
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none">◇職場における感染対策の実施◇発生時における一部事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業に対する感染防止の措置
市民	<ul style="list-style-type: none">◇個人レベルでの対策の実施◇発生時に備えた生活必需品等の備蓄

対策の主要6項目(1)

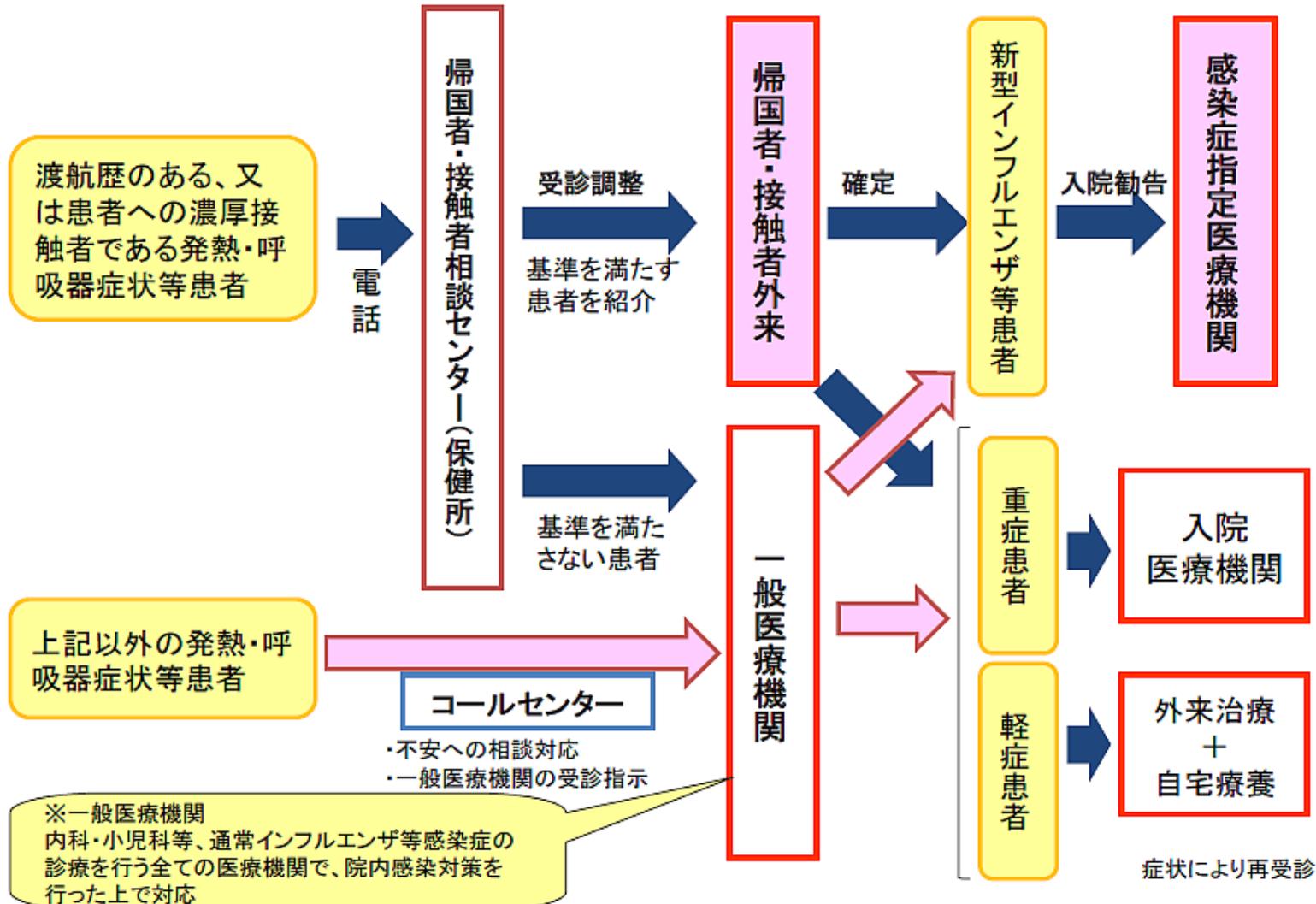
項目	内容
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none">◇市対策本部の設置 設置時期 ⇒ 国が緊急事態宣言をしたとき(特措法第34条) ※任意の設置も可◇業務継続計画に基づく業務の遂行◇県、医師会(医療機関)、関係機関との連携強化
② 情報収集・提供・共有	<ul style="list-style-type: none">◇情報の収集(発生状況、ワクチン等) (岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム等の活用)◇市内の医療機関、学校、社会福祉施設等からの情報収集◇市民への情報提供(各種媒体を利用)◇相談窓口の設置、県コールセンターの周知
③ 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none">◇個人レベルでの感染予防対策(手洗い、うがい、マスク着用等)◇学校、職場、施設等における感染予防対策◇資機材(消毒薬、防護服、マスク等)の備蓄◇新型インフルエンザ等患者や濃厚接触者への対策◇不要不急の外出自粛や学校・施設等の使用制限等の周知徹底 (特措法第45条。緊急事態宣言がされている場合に、知事が要請)

対策の主要6項目(2)

項目	内容
④ 予防接種	<ul style="list-style-type: none">◇特定接種の実施(特措法第28条) 対象: 医療の提供や国民生活・経済の安定等の業務に従事する者 (登録事業者、公務員)◇住民接種の実施(特措法第46条又は予防接種法第6条第3項) 対象: 一般住民 国の定める方針(実施期間、優先順位等)により実施する。
⑤ 医療	<ul style="list-style-type: none">◇医療体制の整備(二次医療圏を単位) 保健所、医師会(医療機関)、消防等との連携強化◇医療機関における診療継続計画の作成と感染防止対策◇帰国者・接触者外来の周知◇市内感染期における診療体制の確保◇臨時の医療施設の確保(保健所との調整)
⑥ 市民生活・経済の 安定	<ul style="list-style-type: none">◇職場における感染予防対策◇電気・ガス・水の安定供給◇要援護者に対する支援◇火葬体制の整備◇生活関連物資の価格安定等のための対策

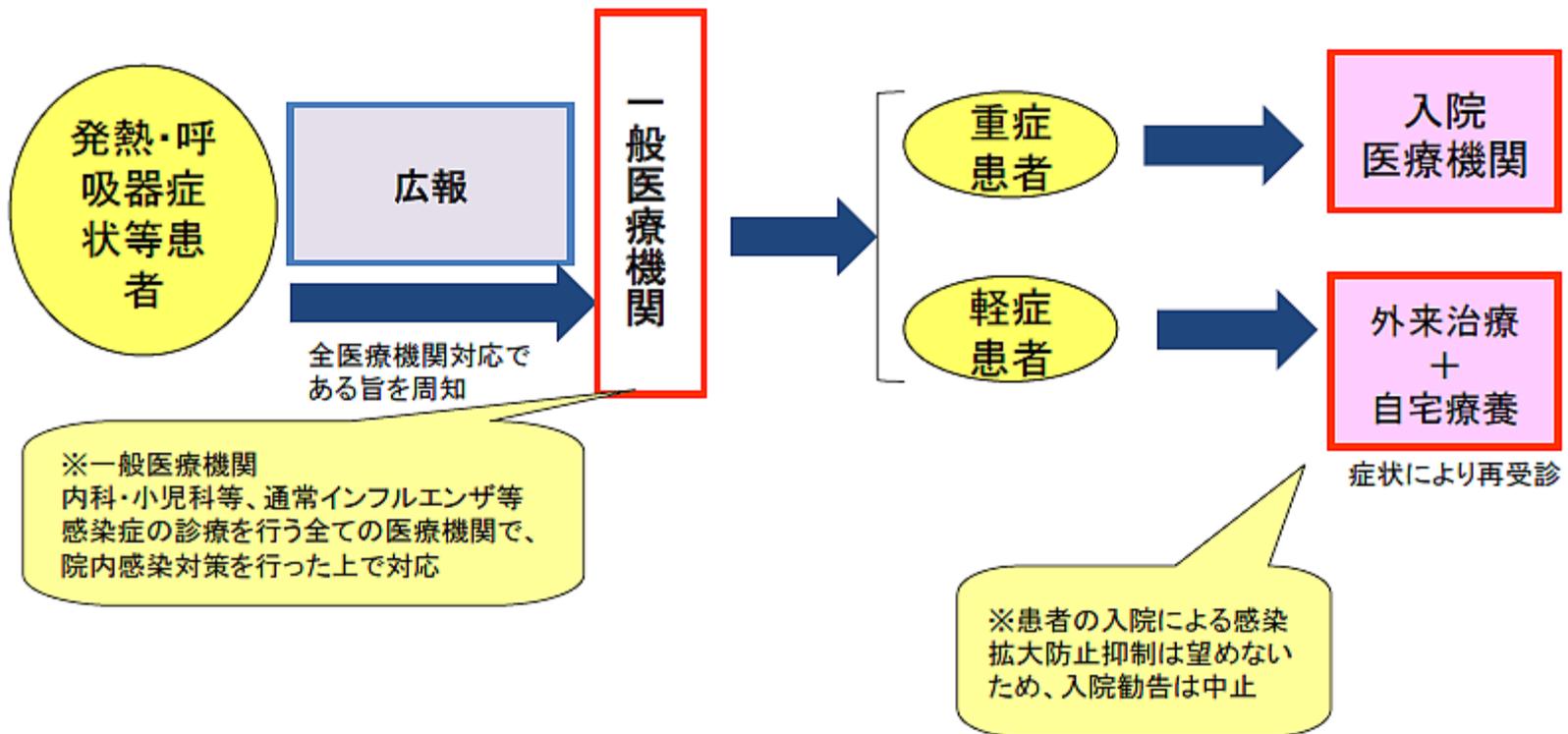
医療体制の概要①

県内未発生期から県内発生早期まで



医療体制の概要②

県内感染期



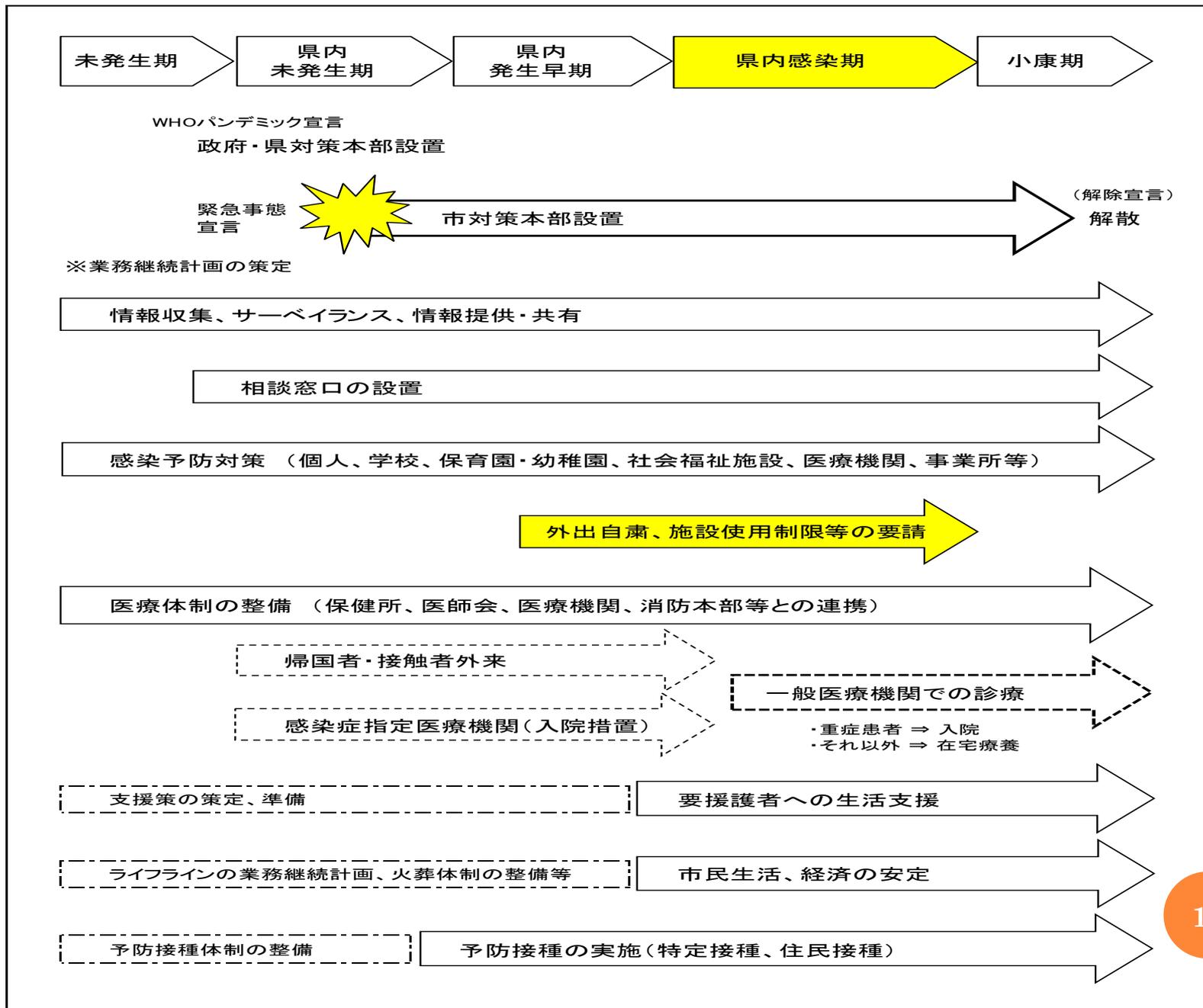
発生段階の基準

状 態	発生段階	
	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザが発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザの患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

市対策本部の組織

対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員 (各部長)	議会議務局長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、 農林水産部長、商工観光部長、建設部長、環境水道部長、 会計管理者、教育次長、消防長、 市民病院長、国保白鳥病院長、地域医療センター長
	◆ 対策本部幹事会
各部・各班	

対策の概要図



各段階における対策①

未発生期

- ◇新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ◇海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

1. 発生に備えて体制の整備を行う。
2. 県との連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画を踏まえ、県や関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

各段階における対策②

県内未発生期（海外発生期～国内発生早期）

◇海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

（海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況）

◇国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では患者が発生していない状態

【目的】

1. 市内発生の遅延と早期発見に努める。
2. 市内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるように、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には、早期に発見できるように情報収集体制を強化する。
- 4) 海外・県外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関や事業者、市民に準備を促す。
- 5) 医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民の生活・経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

各段階における対策③

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

◇県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

1. 市内での感染拡大をできる限り抑える。
2. 患者に適切な医療を提供する。
3. 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

各段階における対策④

県内感染期（国内感染期）

◇県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

【目的】

1. 医療体制を維持する。
2. 健康被害を最小限に抑える。
3. 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 住民接種の体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種を行う。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

各段階における対策⑤

小康期 (小康期)

◇新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
◇大流行はいったん終息している状況

【目的】

1. 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。